

【債】白井市くらしと仕事のサポートセンター（生活困窮者自立相談支援等）事業業務(R8～R10)委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

現在、白井市（以下、「市」という。）では、生活困窮者自立支援法（（平成25年法律第105号）以下「法」という。）に基づき、白井市くらしと仕事のサポートセンター（生活困窮者自立相談支援等）事業を委託方式により実施しています。

本事業を実施するに当たり、専門的知識、技術を有する事業者からの生活困窮者に対する自立支援に係る助言、提案を活かし、より効果的・効率的なものとするため、多くの事業者から多様な提案を求めます。また、公正かつ公平な方法で、総合的な見地から本事業に最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により契約の相手方となる候補者（以下「受注予定者」という。）を特定するものとする。

2 事業名

【債】白井市くらしと仕事のサポートセンター（生活困窮者自立相談支援等）事業業務(R8～R10)委託

3 委託業務場所

白井市復1123番地 白井市保健福祉センター

4 業務内容

- ① 自立相談支援事業業務
- ② 就労準備支援事業業務
- ③ 家計改善支援事業業務

※委託する業務内容の詳細は「【債】白井市くらしと仕事のサポートセンター（生活困窮者自立相談支援等）事業業務(R8～R10)委託仕様書」に記載のとおり。

5 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（契約期間：契約締結日から令和11年3月31日まで）

6 提案限度額（年額） ※消費税及び地方消費税を含む

令和7年度 0円

令和8年度 31,988,000円

令和9年度 33,515,020円

令和10年度 35,114,640円

※提案の内容に関わらず、各年度の上限額を超える提案は受け付けません。

※提案限度額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- (1) 金融機関等の保証書
- (2) 履行保証保険証券

また、白井市財務規則第139条第4項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

8 支払特約

前払い金 無
部分払い 有（支払回数合計36回）

9 参加資格

参加申込書提出から受注予定者特定までの間に次の要件を満たす者とする。

- (1) 千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- (2) 令和2年度から令和6年度までに国又は地方自治体等からの受託により生活困窮者自立相談支援事業業務実施の履行期間が1年以上ある者若しくは社会福祉法に規定する社会福祉事業又は同等の相談支援業務実施の履行実績が3年以上ある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (4) 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていない者。
- (5) 白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当しない者。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
- (7) 本実施要領公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (9) 労働関係法令（障害者の雇用の促進等に関する法律、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）に違反していない者。
- (10) 白井市入札参加適格者名簿に登録していない者については、参加申込時に下記の書類を提出すること。
 - ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）発行後3か月以内のもの
 - ・ 財務諸表（損益計算書・貸借対照表）直前決算のもの
 - ・ 納税証明書その3の2（個人の場合）
 - ・ 納税証明書その3の3（法人の場合）
 - ・ 会社概要（履歴書）

10 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・【債】白井市くらしと仕事のサポートセンター（生活困窮者自立相談支援等）事業業務（R8～R10）委託公募型プロポーザル実施要領
- ・【債】白井市くらしと仕事のサポートセンター（生活困窮者自立相談支援等）事業業務（R8～R10）委託公募型プロポーザル様式集
- ・【債】白井市くらしと仕事のサポートセンター（生活困窮者自立相談支援等）事業業務（R8～R10）委託仕様書

(2) 交付方法

市ホームページに掲載する。下記URLからダウンロードすること。

《<http://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/hukushi/k06/nyusatsu/15993.html>》

11 スケジュール

参加申込から契約締結までのスケジュール

手続の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	令和7年8月6日（水）から	市ホームページに掲載
参加申込書提出期限	令和7年9月3日（水） 17時まで	様式1、2及び必要書類
参加資格確認結果通知書発送予定日	令和7年9月9日（火）	
質問書受付期間	令和7年9月10日（水）から 令和7年9月16日（火） 17時まで	様式3
回答予定日	令和7年9月19日（金）12時	市ホームページに掲載
提案書提出期間 （第1次審査分）	令和7年9月22日（月）から 令和7年9月26日（金） 17時まで	様式4～6及び添付書類
第1次審査結果通知書 発送予定日	令和7年10月1日（水）	
提案書等提出期間 （第2次審査分）	令和7年10月2日（木）から 令和7年11月7日（金） 17時まで	様式7、8及び添付書類
プレゼンテーション審 査予定日	令和7年11月18日（火）	

結果通知書発送予定日	令和7年11月26日(水)	
受注予定者との協議	令和7年11月27日(木)から 令和7年12月3日(水)まで	
見積書提出(予定)	令和7年12月10日(水)	
契約締結(予定)	令和7年12月17日(水)	

※第2次審査の日程は、応募状況等に応じて変更となる場合がある。

1.2 説明会

本業務及びプロポーザルに関する説明会は開催しない。

1.3 参加申込

(1) 提出書類

- ①参加申込書(様式1)
 - ②会社概要(様式2)
 - ③契約書の写し(実績要件に関する契約書の写し)
 - ④登記簿謄本(履歴事項全部証明書)発行後3か月以内のもの
 - ⑤財務諸表(損益計算書・貸借対照表)直前決算のもの
 - ⑥納税証明書その3の2(個人の場合)
 - ⑦納税証明書その3の3(法人の場合)
- ※④～⑦は、白井市入札参加適格者名簿に登録が無い場合に提出。

(2) 受付期間

令和7年8月6日(水曜日)から
令和7年9月3日(水曜日)17時まで(郵送の場合は、必着)

(3) 提出方法

担当課へ持参又は郵送にて提出すること。
※持参の場合には、担当課に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。
※郵送の場合には、配達記録が残る方法で郵送すること。

1.4 参加資格確認の通知

参加申込書の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書により通知する。

また、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して通知する。

参加資格確認結果通知書は、令和7年9月9日(火曜日)までに発送する。

参加資格確認結果通知書により参加が認められなかったことについて異議がある者は、参加資格確認結果通知書を受領した日から7日以内に必着で異議申立書(様式10)を担当課へ提出すること。

15 質問及び回答

業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和7年9月16日（火曜日）17時までに質問書（様式3）をメールまたはFAXにて担当課へ提出し、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

質問についての回答は、令和7年9月19日（金曜日）12時までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

16 参加辞退

提案者として認定されてから、第2次審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはない。

17 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

第1次審査（業務実績等による客観評価）及び第2次審査（プロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価）によって行う。

(2) 評価基準

別紙1のとおり

18 提案方法

(1) 第1次審査

実施体制・実績・見積額等を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を上位3者選定する。

(2) 提出書類

- ・提案書等提出届（第1次審査分）（様式4）
- ・事業者の業務実績票（様式5）
記載した実績を証する書類（業務内容を確認できる契約書の写し等）
- ・主任相談支援員の業務実績票（様式6）
記載した実績を証する書類（業務内容を確認できる契約書及び資格証の写し等）

(3) 受付期間

令和7年9月22日（月曜日）から

令和7年9月26日（金曜日）17時まで（郵送の場合は必着）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合には、提出先に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合には、配達記録が残る方法で郵送すること。

19 提案方法

(1) 第2次審査

第1次審査通過者を対象に提案書によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの会場・日時については、第1次審査通過者に別途連絡する。

(2) 提出書類

- ・提案書等提出届（第2次審査分）（様式7）
 - ・提案書 ※作成方法は別紙2のとおり
 - ・見積書（様式8）及び見積金額内訳書（様式任意）
- ※任意様式の場合、市が示した設計項目に内訳を合わせること。

(3) 受付期間

令和7年10月2日（木曜日）から

令和7年11月7日（金曜日）17時まで（郵送の場合は、必着）

(4) 提出部数

提案書は正本1部、副本9部、その他の書類は1部。

(5) 提出方法

担当課へ持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合には、提出先に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合には、配達記録が残る方法で郵送すること。

20 結果の通知

(1) 第1次審査

第1次審査通過者には、プロポーザル第1次審査結果通知書及びプロポーザル第2次審査についての通知を送付する。

その他の者については、プロポーザル第1次審査結果通知書のみを送付する。

(2) 第2次審査

プロポーザル第2次審査結果通知書により、受注予定者名と点数、次点者名及び自己の点数を通知する。

※第1次審査及び第2次審査の結果に異議がある者は、第1次審査及び第2次審査結果通知書を受領した日から7日以内に必着で異議申立書（様式10）を担当課へ提出すること。

21 結果の公表

(1) プロポーザル終了後、受注予定者については市ホームページ内に掲載する。

(2) 受注予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき対応する。

22 契約の締結

(1) 市は受注予定者と業務の詳細等を協議の上、見積書を再徴取し契約を締結する。

(2) 受注予定者に事故があり見積書の再徴取が不可能となった場合、または受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議の上契約を締結する。なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。

- (3) 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

2.3 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
- ・受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部または一部の記載が漏れている場合。
- (2) 参加者または提案者が1者となった場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。
- (3) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 市は提出された提案書類について、受注予定者の選定以外の目的で提案者に無断で使用しないこととする。ただし、情報公開請求があった場合は、白井市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は認めない。
- (7) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (8) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜市が判断するものとする。
- (9) 第2次審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の定める基準を超えない場合、受注予定者とししない。
- (10) 市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいるため、受注者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本事業を行うに当たっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めることとする。

2.4 担当課（問い合わせ先）

白井市福祉部社会福祉課厚生係 担当：荒
所在地 白井市復1123
電話 047-497-3482
FAX 047-497-3499
E-mail syakai-fukushi@city.shiroi.chiba.jp

別紙1 評価基準

第1次審査 提出書類 (1) 提案書等提出届 (第1次審査分) (様式4)

(2) 事業者の業務実績票 (様式5)

(3) 主任相談支援員の業務実績票 (様式6)

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	・事業者の同種業務の実績 (件数)	50
	・主任相談支援員の同種業務の実績 (年数)	50

第2次審査 提出書類 (1) 提案書等提出届 (第2次審査分) (様式7)

(2) 提案書 (A4任意様式) ※下記作成方法参照

(3) 見積書 (様式8) 及び見積金額内訳書 (任意様式)

評価項目	評価の視点	配点
生活困窮者自立支援事業の実施目的	・市の実施目的に対する理解度や、業務の実施方針の実現性があるか。 ・相談の進捗状況の管理体制、情報セキュリティ対策などが整っているか。	10×6
3事業の一体的実施について	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の3事業を一体的に実施するための有効な提案等があるか。	20×6
生活困窮者自立相談支援事業の実施について	・支援目標の設定から支援実施効果の評価までの方法が、支援対象者との共通理解により導き出される方法となっているか。	20×6
生活困窮者就労準備支援事業の実施について	・プログラムが基本的な生活習慣の定着や就労に結びつく内容となっているか。	20×6
生活困窮者家計改善支援事業の実施について	・家計再生プランに基づき行われる支援策が、最終的に支援対象者が家計を管理できる内容となっているか。	20×6
福祉全般の相談窓口としての役割について	・福祉全般の相談窓口であることを理解し、他機関との連携共有の重要性を認識した上で日々の業務に当たれるか。	20×6
プレゼンテーションについて	・業務に取り組む意欲、積極性が感じられ、根拠や知識の裏付けなどにより説得力があるか。 ・コミュニケーション能力が高く、支援対象者への寄り添う支援が根底にあることが伝わってくるか。	10×6
見積額	・委託費見積額は提案内容に対して妥当か。	210

1 見積額評価算定式

$210 \text{点} \times (\text{全提案者中の最低見積額} \div \text{当該提案者の見積額}) = \text{当該提案者の点数}$

2 合計点

第一次審査 100点

第二次審査 720点(120点×6名) + 210点(仕様・見積)

合計(満点) 1030点

3 受注予定者等の特定

- (1) 書類審査及びプレゼンテーション審査の合計得点が最も高い者を受注予定者とし、第2位の者を次点者とする。なお、合計得点と同点の者が2者以上いるときは、プレゼンテーション審査の点数の高い者を優先とする。
- (2) 合計得点が最も高い者であっても、合計得点が620点に満たない者は受注予定者とししない。

別紙2 提案書類作成方法

1 基本的事項

- ・作成に当たっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- ・提案書は代表者印を押印した正本1部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本9部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- ・提案書の様式は任意とするが、用紙はA4を用い、評価基準の項目順に提案を記載し、ページは表紙等を含めて20ページ以内とすること。
- ・見積書の金額は税抜きで記載し、提案限度額の範囲内であること。

2 提案書の内容

本事業を受託するに当たり、専門的知識、技術を有する事業者として生活困窮者の自立支援に係る提案や3事業を一体的に実施する有効的な提案を、仕様内容等に留意しながら自由に提案すること。